

2025-2026年度 同志社大学 外国協定大学派遣留学生制度に関する誓約書

同志社大学長 様

私は、同志社大学外国協定大学派遣留学生制度（以下、派遣留学という。）により在学留学するにあたり、次の事項を誓約します。なお、誓約事項に反した場合は、在学留学の資格を取り消されること、同志社大学のサポートが受けられなくなることに承諾し、異議を申し立てません。

1. 派遣留学候補者決定後は同志社大学（以下、本学という）が正当と認める理由以外による辞退はできないので、十分理解のうえ出願すること。
2. 派遣留学（以下、留学という。）の趣旨を十分理解し、留学先大学にて学業に精励すること。
3. 渡航前に本学で実施されるオリエンテーションへ正当な理由無く欠席することや課せられた課題・義務の履行を怠った場合には在学留学を認めないことがあり、この際に生じるキャンセル費用は、学生本人の負担となること。
4. 留学に必要な諸手続き（留学先大学に提出する各種書類の作成、パスポートの取得、費用の支払い等）は事前に十分確認し、自らの責任において遅滞なく行うこと。
5. 留学期間中は留学先大学の学年暦/プログラムの日程に従い、本学が認めた在学留学期間を遵守すること。特別な事由により留学を継続することに支障が生じた場合は、速やかに本学国際課に相談すること。
6. 留学先大学の休日・休暇期間中の個人的な旅行等は、自身で責任を持つこと。その際、留学先大学を離れる場合は、本学国際課および留学先大学の該当部署にその行き先・期間を届け出ること。また、留学の完遂に支障のないよう十分注意すること。
7. 派遣留学期間中の居住先については、決定後速やかに本学国際課に連絡すること。プログラム参加学生においては定められた居住先に滞在すること。居住先の変更が生じた場合についても逐次本学国際課に連絡すること。
8. 留学先大学が所在する国（地域）の治安の悪化、災害、感染症等の発生状況によっては、本学が留学中止または帰国勧告等を決定することがある。これらの事態等が生じる可能性を理解し、本学の指示に速やかに従うこと。また、これらの事態により発生する損害・負担について本学に一切請求を行わないこと。
9. 留学期間中は、本学の学生として本人の自覚と責任において行動すること。また留学期間中の災害、暴動、テロ、事故、感染症、疾病、犯罪などにより生じた損害・負担について、本学に一切責任を問わないこと。
10. 留学期間中は、滞在国の法令、本学の学則等諸規則を遵守するとともに、留学先大学の定める規則、指導教員、担当者等の指示に従い、滞在国の公序良俗にも反することのないよう注意すること。日本で禁止されている薬物についても絶対に使用しないこと。感染症等の拡大防止のため、日本国及び諸外国政府が検査や隔離等の出入国管理措置を定めた場合には、それを遵守すること。
11. プログラムに伴う渡航期間中は、自動車・バイクの運転、また海外旅行保険が適用とされない危険を伴う運動は行わないこと。
12. 留学に際して、出発から帰国までの期間をカバーする海外留学保険へ加入すること。また留学先大学指定の健康保険等がある場合には加入すること。
13. 危機管理会社のアシスタンスサービスを利用した際、危機管理会社へ提供した疾病やトラブルに関連する個人情報について、本学や危機管理の関係者に共有・利用されることに同意すること。
14. 留学期間中は、本学国際課への現地到着報告、近況報告等を行い、帰国後は速やかに指定された報告書・アンケート等を提出すること。
15. 留学に必要な諸手続きや緊急時の対応のために、本学へ届け出た学生本人および保証人の個人情報を本学が利用および必要に応じて第三者機関（留学先大学、危機管理会社、海外旅行保険取扱業者等）へ提供することに同意すること。
16. 留学に必要な諸手続き、学生の安全確保、派遣留学中の学修状況確認等のために、留学先大学が取得した学業成績や派遣留学中の生活情報等の個人情報を本学に提供することに同意すること。また、これらの情報を必要に応じて本学国際課、所属学部・研究科、留学先大学が共有することに同意すること。
17. 留学期間外の行動に関しては、自己責任で行動すること。
18. 本学の制度で参加するため後輩への情報提供・同志社大学の広報・国際交流の活性化に積極的に協力すること。
(写真提供、報告会での発表など)

上記誓約事項を遵守することを誓約します。

年 月 日

学部/研究科

学科/専攻

学生ID

学生氏名

学生署名

学生本人が上記誓約事項を遵守することを保証します。

年 月 日

保証人氏名

(学生との関係:)

保証人署名